

根室市教育委員会訓令第5号

根室市インクルーシブ教育推進員設置要綱をここに公布する。

令和6年10月15日

根室市教育委員会
教育長 波 岸 克 泰

根室市インクルーシブ教育推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 根室市におけるインクルーシブ教育の推進に向けて、児童生徒一人ひとりが自分に最もふさわしい学び方を自ら選択し、試行錯誤を重ねながら達成感を味わうことができる学習活動を支援することにより、持続可能な社会の創り手を育てる学校教育を推進することを目的とする。

(委嘱)

第2条 根室市インクルーシブ教育推進員は、前条の趣旨に賛同する者で、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 自身の経験や特技を通じて児童生徒の相談に乗るなどの経験を有する者
- (2) 根室市の人づくり・まちづくり活動に関して識見等を有する者

(任期)

第3条 根室市インクルーシブ教育推進員の委嘱の任期は年度毎とし、再任を妨げない。但し、教育長が認めるときは、解嘱することができる。

(業務)

第4条 根室市インクルーシブ教育推進員は、次の業務を行うものとする。

- (1) 根室市立学校、北海道根室高等学校の求めに応じた授業等支援
- (2) 児童生徒の相談業務及び活動支援
- (3) 学校と地域の連携促進に向けた取組への協力
- (4) その他、取組の充実を促進する上で必要となる支援

(報告)

第5条 根室市インクルーシブ教育推進員が業務に従事した場合、別紙様式に日時・場所・概要を記載し、教育長へ報告するものとする。

(報酬等)

第6条 根室市インクルーシブ教育推進員の報酬基本額は勤務1時間当たり5,000円とし、交通費相当額とともに、業務に従事した日の属する月の翌月に支給する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。